

第1回上越地域法定合併協議会準備会会議録

平成15年3月6日(木)  
上越市厚生南会館大ホール

出席委員

市町村名	区分	役職名	氏名	備考
上越市	行政	上越市長	木浦 正幸	
	議会	上越市議会議長	小林 章吾	
		上越市議会副議長	田村 恒夫	
		上越市議会総務常任委員長	早津 輝雄	
	住民	上越市町内会長連絡協議会会長代理	杉林 義信	
安塚町	行政	安塚町長	矢野 学	
	議会	安塚町議会議長	日下部 進	
		安塚町議会議員	松野 恵	
		安塚町議会議員	志賀 賢一	
	住民	安塚町商工会長	横尾 新一	
		安塚町区長代表	丸山 辰五郎	
		雪のまちいきいき女性ネットワーク代表	北島 敬子	
浦川原村	行政	浦川原村長	原 恒博	
		浦川原村助役	松内 一也	
	議会	浦川原村議会議長	大竹 代次	
		浦川原村議会議員	五十嵐 謙吉	
		浦川原村議会議員	石田 昇	
	住民	浦川原村商工会長	宮川 道三	
		浦川原村市町村合併検討委員会委員	大滝 勉	
浦川原村市町村合併検討委員会委員		内山 美恵子		
大島村	行政	大島村長	岩野 虎治	
		大島村助役	中條 勝夫	
	議会	大島村議会議員	丸田 伸一	
		大島村議会議員	早川 与五郎	
	住民	大島村商工会会長	武田 一也	
		大島村大平区長	岩野 修二	
牧村	行政	牧村長	中川 耕平	
		牧村助役	高波 勝也	
	議会	牧村議会議長	武田 正一	
		牧村議会議員	折笠 健一	
		牧村議会議員	宮本 富男	
	住民	牧村商工会長	米持 源一郎	
		牧村区長代表	金井 純	
牧村市町村合併検討協議会委員		江口 理恵子		

中郷村	行政	中郷村長	吉田 侃	
		中郷村収入役	山下 俊夫	
	議会	中郷村議会議長	荒川 正尊	
		中郷村議会副議長	内田 和男	
		中郷村議会議員	山崎 新一	
	住民	中郷村商工会長	矢坂 琴治	
中郷村合併検討委員会会長		山崎 勇		
中郷村女性模擬議会議長		白石 智慧子		
板倉町	行政	板倉町長	瀧澤 純一	
		板倉町収入役	石黒 忠勝	
	議会	板倉町議会議長	吉澤 昭紀	
		板倉町議会議員	武藤 武雄	
		板倉町議会議員	見海 健太郎	
	住民	板倉町商工会事務局長	田中 幹夫	
板倉町市町村合併検討委員会会長		宮腰 英武		
板倉町市町村合併検討委員会委員		増村 恵子		
清里村	行政	清里村長	梅澤 正直	
		清里村助役	笹川 栄一	
	議会	清里村議会議長	奥田 堅太郎	
		清里村議会議員	中村 良平	
		清里村議会議員	保坂 隆男	
	住民	清里村商工会長	武田 和信	
前清里村合併問題検討委員会委員長		福保 巧成		
前清里村合併問題検討委員会委員		細谷 愛子		
三和村	行政	三和村長	高倉 英雄	
		三和村助役	加藤 忠雄	
	議会	三和村議会議長	服部 誠治郎	
		三和村議会副議長	松縄 教一	
		三和村議会議員	稲垣 健一	
	住民	三和村商工会長	石塚 賢	
前三和村合併研究協議会会長		近藤 一郎		
前三和村合併研究協議会副会長		武田 美紀		
名立町	行政	名立町長	塚田 隆敏	
		名立町助役	渡邊 一郎	
	議会	名立町議会議長	塚田 正	
		名立町議会副議長	秦野 兵司	
	住民	名立町商工会長	山本 實	
		名立町名立大町総代	塚田 一三	
名立町市町村合併審議会委員		久保埜 朝子		
学識経験者		上越教育大学副学長	渡邊 隆	
		えちご上越農業協同組合代表理事副組合長	笹川 一成	
		上越青年会議所理事長	山岸 孝博	
		新潟県総合政策部市町村合併支援課課長補佐	伊藤 輝男	代理

オブザーバーとして出席した者

市町村名	役職名	氏名	備考
柿崎町	柿崎町長	楡井 辰雄	
大潟町	大潟町長	渡邊 之夫	
吉川町	吉川町長	角張 保	

議 題

- 1 上越地域法定合併協議会準備会設立までの経過について
- 2 協議 上越地域法定合併協議会準備会規約について
- 3 委員紹介
- 4 役員の選出
- 5 協議  
(1) 上越地域法定合併協議会準備会の組織について  
(2) 上越地域法定合併協議会準備会の運営について  
(3) 上越地域法定合併協議会準備会の事業計画について  
(4) 上越地域法定合併協議会準備会の予算について
- 6 その他 合併協定の基本項目について

---

午後2時0分 開会

三上雄司上越市総務企画部長 本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。お手元にお配りをいたしました次第に基づきまして、そのうちの第1番目、上越地域法定合併協議会準備会設立までの経緯についてを上越市長から説明をお願いします。なお、以降の進行につきまして上越市長にお願いをいたします。よろしく願い申し上げます。

○

1 上越地域法定合併協議会準備会設立までの経緯について

木浦正幸上越市長 皆様方、大変ご苦勞様でございます。本日は、大変お忙しい中にもかかわらず、皆様方からお集まりをいただきまして誠にありがとうございます。私は、今紹介いただきました、上越市長を務めております木浦でございます。

これから第1回上越地域法定合併協議会準備会を開催させていただきますが、上越地域の市町村合併につきましては、私が今年の11月から市町村長さんにお声掛けをさせていただいた経緯もございますので、まずは、準備会設立までの経緯につきまして若干説明をさせていただきます。その後、しばらくの間、進行役として務めさせていただきたいと思っておりますが、よろしく願いいたします。

さて、上越地域10市町村任意合併協議会は、勉強会という位置付けの中で、構成市町村による合併につきまして様々な事柄を検討し、協議し、今年の10月に発展的に解散いたしましたところをご案内のとおりでございます。その後、私は、上越地域の市町村合併につきましては、17市町村を最大の範囲といたしまして、力を合わせ新しいまちをつくっていかうとする市町村が集まることによいのではないかと考えまして、16の市町村長さんにお声掛けをさせていただいたところでございます。

ここにおられます皆様方が私の考え方に同意していただきましたが、新井頸南の3市町村の皆様方については、「妙高」というアイデンティティーを大事にしたいということで、既に合併協議がかなり進んでいることなどから、このたびは3市町村で合併したいとし、現在、任意合併協議会で協議を続けておられるところでございます。

このような中、平成17年1月1日を見据えた場合、既に市町村合併の準備期間として必要であると言われております22か月を残すのみとなっていることから、過日、新しいまちをつくっていかうという思いを同じくしております市町村長の皆様方が集まっておきまして協議した結果、本日、法定合併協議会設置準備会を立ち上げまして、合併に向けて協議をしていくこととしたところでござい

ます。

本日は、正式な構成市町村として 10 市町村が、また、今後の加盟を前提にオブザーバーとして頸北の 3 町が集まっていたいただきましたが、これらの 3 町もいずれ早い時期に加盟するとお聞きいたしておるところでございます。

ところで、上越市におきましては、1 月に市民の皆さんに対しまして合併に関する市民意向調査を実施いたしましたところでございますが、その中で、この準備会の設立に対しまして明確に反対した方は 4.8 パーセント、合併に向け話しを進めるべきであるというのは 22.5 パーセント、話し合いの結果をもとに合併について判断したいので話し合いを進めてもよいというのが 57.5 パーセントでございます。このことにつきまして、この準備会の設立に 80 パーセントの方が賛成しておられるところでございます。このことにつきまして、この準備会の意義と必要性につきまして、当市の市民もよく理解していただきまして、さらには協議による成果にも期待していることの表れであるというふうと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、これから予想される厳しい時代に向かって関係市町村がお互いに力を合わせ、住民の皆さんに夢と希望を持っていただけるような合併となるよう、今後の協議に真摯に取り組んでまいりたいと考えておりますので、皆様方のご理解とご協力を切にお願い申し上げ、経緯を含めてのあいさつに代えさせていただきますと思います。

本日のご参加、大変ありがとうございました。



## 2 協議 上越地域法定合併協議会準備会規約について

木浦正幸上越市長 2 番の上越地域法定合併協議会準備会規約についての協議に入らせていただきます。まず事務局から説明願います。

野澤朗上越市総務企画部企画課合併推進室長 それでは、お手元にお配りをいたしました資料をお開きいただきまして、1 ページでございます。上越地域法定合併協議会準備会規約(案)でございます。配布した資料でございますので、かいつまんでご説明をさせていただくことでご了承ください。

第 1 条、目的でございますが、構成市町村名が書いてございますが、構成市町村が、法定合併協議会の設置の準備として構成市町村の合併について必要な事項を協議することを目的とするということで、明確な目的を規約に定めてございます。

名称は、上越地域法定合併協議会準備会。

第 3 条は協議の事項でございます。これは、また後ほど事業内容でも出てくるところでございますけれども、この協議会は、まずは合併に関する基本的な事項、まちづくりの将来構想、行財政運営の基本方針、事務事業その他合併に関し必要な事項を協議するというのをこの事項としております。

組織でございます。この協議会の組織は構成市町村の長、助役又は収入役、議会の議長及び 2 人ずつ選出をいただいた議員の皆さん、そして住民、関係団体の代表者の皆さん、加えまして学識経験者その他の方々で構成市町村の長が協議により必要と認めさせていただいたの方々から成る組織でございます。

準備会の役員でございます。第 5 条、会長、副会長 3 名、監事 2 名ということでございます。なお、これらの役員は委員の互選により定めるという規定でございます。

第 6 条は会長の任務。第 6 条の 2 項が副会長、3 項が監事でございます。

第 7 条の会議でございます。第 7 条の会議におきましては、まず、この会は会長が招集し、会長が議長となります。ただし、委員の 3 分の 1 以上の者から会議に付議すべき事項を示しまして会議の招集の請求があったときは、会長は会議を招集しなければならないという規定を持っております。そして、会議は委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。また、この会議につきましては、必要があると認めるときには、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができるということになっております。

5 番目は準備会のオブザーバーに関する規定でございます。ここは本日オブザーバーという位置付

けが大事な部分もございますので、条文も読みまして、また、この条文を設定した経緯も含めてご説明をさせていただきます。

第7条の5でございますが、準備会は、準備会に加盟する意思がある市町村からの申出により、当該市町村の長又は助役をオブザーバーとして会議に出席させることができる。そして6につきましては、前項の規定により会議に出席した者、すなわちオブザーバーでございますが、会議において発言し、及び議決に参加することができないという規定でございます。これがオブザーバー規定でございます。

先ほど、上越市長のあいさつの中に、頸北の3町におかれては本日オブザーバーとして、という旨がありました。規約上の条文を前もって説明させていただいたわけでございますが、この規約を設けたことにつきまして、経緯を含めてご説明をさせていただきます。

先ほどの上越市長のあいさつの中にもございましたが、先般、本日ご出席の13市町村長による会議が開催されまして、新しい枠組みによる市町村合併について協議が行われたところでございます。その席上、当準備会の設立につきましては全員一致で合意をされたのでありますけれども、会の設立が決まった後、頸北地区を代表いたしまして柿崎町長さんの方から、「準備会には参加するつもりでいるけれども、諸般の事情から第1回には正式に加盟参加できない。まずは皆さんで協議を進めていただきたい。」ということをご発言になりました。さらに、それに続きまして、「後日の加盟を前提に、もし皆さんのご了解が得られるのであれば、オブザーバーという形で参加させていただきたい。」というお申出がありまして、続いて、吉川町、大潟町からもそれぞれ同様のお話があったところでございます。この申出を受けまして、市町村長で協議の結果、準備会への加盟という前提条件を付して、本日の会議にはオブザーバーとして参加していただくことが全会一致で了承されたことから、規約にこの条項を設けることとしたのでございます。

なお、オブザーバーは当準備会への加盟を前提といたしていることから、事務レベルの協議調整等は加盟町村と同じレベルで行うこととしてはいかがかということになっております。したがって、オブザーバーという位置付けが、それぞれ今後実施をいたします実際の事業に大きな影響を与えるということはないものというふうには考えておりますが、本日は、そのような経緯のもとに、オブザーバーという規約を設けた上で3町の町長さんをご出席であるということと併せてこの項でご説明をさせていただきます。

規約の説明に戻ります。8条は、幹事会及び専門部会ということでございまして、準備会の組織の中に幹事会を置かせていただきます。具体的には各市町村の合併担当課長から成る会でございます。そして、その下に、今後のいろいろな事業を調整したり、ランドデザインを作ったりさせていただくために、専門部会という、それぞれの市町村の各担当課長を配置した部会を置く予定でございまして、

事務局、第9条でございます。事務局は、構成市町村の長が協議により定めるということで、それぞれ市町村職員を出し合って事務局をつくるという予定でございまして、

経費の負担につきましては、構成市町村の負担金その他収入をもって充てるということが10条に記載をされております。

第11条、会計年度。普通地方公共団体の会計年度で行うということでこれも処理させていただくということでございます。

第12条でございます。規約の変更につきましては会議に諮りその議決を得なければならないということになっておりますが、準備会への市町村の加盟に伴う規約の変更にあつては会長が専決できるということでございます。これは、前10市町村の任意合併協議会の際に、加盟のたびに規約改定がございまして、非常にその規約改定の時間を要し、実際の協議に時間的な影響を与えたということから、今回のこの準備会におきましては、構成市町村の加盟に伴う規約の変更については会長専決としてはいかがかということとを最初から規約に盛り込んだものでございます。

その他、13条では、運営に関し必要な事項は会長が定めるということで、また後ほど運営規程のご説明が協議の方でございます。

この規約は平成 15 年 3 月 6 日、すなわち本日から施行することによってこの会が成立するという規約でございます。

以上でございます。

木浦正幸上越市長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらお受けしたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

田村恒夫上越市議会副議長 上越の市議会議員の副議長でございます田村でございます。先ほど上越市長なり、また、事務局の方からも、今回の会議の協議事項ということで今お話があったのですが、その中で 1 点お伺いしたいと思います。

と言いますのは、今日ここにそれぞれ 10 市町村の皆さん方がお集まりですし、皆さん方につきましては、私も何回か出席させていただきまして顔見知りの方もおられます。そういう面では非常にありがたいなと思っているのでありますが、今日オブザーバーで参加されておられる方、それぞれの地域においていろいろな論議をされているということは十分承知をしているつもりでございます。

その中で、先ほど上越市長の方から、オブザーバー参加については参加を前提にということで、これは 7 条の 5 項を含めてあるわけですが、ただ、そのオブザーバー参加の皆さん方が早いうちに決断をされると、返答されるということなのですが、大体いつごろまでにご返事をされるのが望ましいのかということをお伺いしたい。

と言いますのは、これからいろいろランドデザインを始めとして将来展望を含めて論議をするわけですから、その中で、オブザーバーの皆さん方が、例えば途中で入られて、そこから基本的にいろいろお話が一から始まるということになるのか、それとも今日のことを含めてそのまま継続していくのかということがありますし、また、デザインということになりますと、今まで 10 市町村で描いてきたデザインと、また、今、3 町の皆さんが入られてからのデザインと変わってくるわけですね。

その辺を含めて、あとは条文を見ますとこの辺を含めてあるようなんですが、その辺の取扱いをどういうふうにお考えになっているのか 1 点お伺いしたいと思います。

木浦正幸上越市長 オブザーバー参加についてのご質問で、いつごろなのかということでございましたけれども、私、まだ進行役でございますけれども、行き掛かり上、質問に答えさせていただくということでよろしゅうございますか。

私のあいさつにも説明をさせていただきましたし、それから先ほどの規約の中でも事務局から詳細に説明させていただいたところでございますが、まずは、このたびは参加が前提であるし、一刻も早く皆さん方に迷惑を掛けないように参加をしたいという旨の発言が先般の 13 での市町村長の会議でも表明をされたところでございますし、大切なのは、たとえオブザーバーという位置付けでありましても、この会議にご出席いただく以上、今回の準備会の意味合いが合併を前提にしているということをご承知をいただいてオブザーバーとしてご参加をいただいているというのが、私は重要なことなのではないかなというふうに思っているわけでございますし、そしてまた、先ほどの規約の中で事務局から説明がありましたように、事業の実施に影響がないようにオブザーバーとしての参加条件の中にも参加意思というものを付しまして、それを了承していただいておりますということでもございます。

そういうことで、委員の皆様方におかれましても、オブザーバーの位置付けというものを今申し上げたようにご理解いただくとともに、それぞれの町が合意形成に向けて懸命に努力をされているという現状を是非ともご理解をしていただければありがたいというふうに思っておりますし、また、そういう意味合いでオブザーバーとしてご参加をいただくだということで、是非とも皆様にご理解を賜りたいと思っているところでございまして、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

田村恒夫上越市議会副議長 今、お答えいただいたんですが、私がお聞きしたかったことをちょっとお答えいただけないので、私もここで発言させていただくのは、上越市議会として、争点といいますか、合併の対策委員会も含めて、今日出席の 3 人を含めていろいろ論議をした中でのお話をさせていただいたわけですが、確かにオブザーバー参加ということで、参加を前提にしてということとは十分分

かるわけです。

ただ、その皆さん方が、いつ、先ほど上越市長が早い時期と言われましたから、早い時期とはいつなのかということと、それから、今日始まって事務的にはもうこれから作業が進むと思うんですが、例えば5月の終わりまで、これがその期限なのか、それとも、例えばオブザーバーの方が参加されたそこから一つの期限になるのか、その辺を明確にしていきたい。

と言いますのは、17年1月1日の合併という目標があるんですけども、果たしてそれまでに本当の意味で論議が深まっていくのかどうかということと、将来的に、住民の皆さんに、どういうふうに我々が論議したことを住民の皆さん方にお返しして、それは返ってくるのかと、それはどういうふうに受け止めるのかということがありますので、そういうことを含めて私お話ししたつもりでございますので、その辺一つお考えをお聞かせいただきたいと思います。

木浦正幸上越市長 委員のご質問にありましたように、会の運営上から支障が来すのではないかという趣旨からの、いつごろ明確になるのかという主旨だったと理解しておりますけれども、予算面、そしてまたこのタイムスケジュール的に、今申し上げたように、早い時期にというふうに頸北の皆さんが言うておられるわけでありますので、予算面の絡みで、あるいはもう一度、このまま進んでいって支障はないのかという点で再度事務局から答弁していただいて、支障がないのかどうかということを説明していただきたいと思います。

野澤朗上越市総務企画部企画課合併推進室長 今、委員のご質問のポイントとしては、オブザーバー参加によって、この法定合併協議会準備会の議論自体がどうなのかという、この会の運営自体に影響はないのかというご趣旨でのご質問ということで理解した上でお答えさせていただきます。

基本的には、先ほど申し上げましたとおり、町村長さんからオブザーバー参加で参加させていただきたいという条件は、今後必ずやこの会にお入りいただくということでございます。したがって、事務レベルにつきましては、各町長さんからのお申出もございまして、各こちら側の市町村長も了解をしたということは先ほど申しましたが、実際の協議は加盟市町村と同様にしていこうと。ですから、次回からここに具体的な協議内容が提示されるときには、当然それら町村の内容も含んだ議論の中でお示しをしていく、そのときに、それをここで協議する席上には、私どもの今の感覚から申し上げれば、当然それを議論する場面には新しいメンバーとして加わっていただけるだろうというふうに理解をしております。すなわち、ランドデザインでございますとか事務事業の調整については、これから今日設立をみて実際の協議に入っていくわけでございます。その第1回の途中経過をお示しをする場合は次回のこの協議会になるわけでございます。そのときにいかがかということが1点でございます。

なお、予算につきましては、後ほど予算を審議いただきますが、今の状況から考えまして、負担の公平性にかんがみまして、14年度に事業予算は組みませんで、多くの事業といいますか、一番大きいランドデザインの予算は債務負担を組みまして15年度に送り、公平、平等な負担の中で事業を実施する工夫をさせていただいております。

端的にご質問にお答えするとするならば、オブザーバー参加によりまして、私ども、事務事業を進め、また、議論をしていく上では支障がないと考えますが、最終的に事務レベルで話したことを協議をしていく段階にそれらの方がいらっしゃるかどうか、それはその町の考え方であるというふうに考えております。

以上でございます。

木浦正幸上越市長 議員のご質問にありましたように、支障はないのかと、予算的な面も今答えていただきましたけれども、タイムリミットとして、いつごろまでにその態度表明をしていただかないとこの会の運営上、支障を来すかというタイムリミットにつきましては、多分基本的には法定合併協議会の設置の時期だというふうに私は認識しているところでございますが、そういうことの中でいろんな諸情勢がある中で、参加を前提としてオブザーバーということでございますので、どうかご理解を賜れば幸いですので、よろしく願い申し上げます。以上でございます。

田村恒夫上越市議会副議長 今、お話聞きました、そのタイムリミットということで、そこが一つの

問題となるわけです。

今、上越市長が申されたのは、法定合併協議会の設置からというお話ですが、私はこの法定合併協議会準備会で十分練り合わせておけば、その後の法定合併協議会になっても仕事がスムーズに行くのではないかという気持ちを持っておりますし、これまでの任意協のときもそういうお話をしたつもりです。それから現実問題3か月経っているわけですから、そういう意味ではそこで十分に練り合わせをして、その上で法定協、言わば手続的なことが絡むと思うんですね。今日も日報の新聞に出ていますように、例えば新潟の場合ですと、建設計画まで含めていろいろ論議をしています。ですから、そういうことが果たしてできるならできた方がいいわけですが、きちんとそれをするによって、また住民にお返しして、住民からいろいろお話を聞いて、その上で、本当の意味でまちをつくっていくのは我々でもありますし、また住民でもあるわけですから、そういったことを十分踏まえていかないと本当の意味での合併につながらないというふうに私は思っておりますので、その辺十分お含みいただきたいなと思います。

それから、17年1月1日と、これは事務的にも非常にいい時期だなということは、私、感覚で分かるんです。感覚で分かりますけれども、いろいろ仕事をしていった段階でどうしてもそれができないと、17年3月31日までずれ込むこともあり得るわけですから、そこは目標にしても、十分論議をしていく余地はありますということがないと、そこまでにやらないともう絶対駄目だということではないと思いますので、もしその辺についてご意見がありましたら、上越市長のご見解をお伺いしたいと思います。

木浦正幸上越市長 もちろん、法定合併協議会が出来上がりまして、新市の建設計画とかグランドデザイン並びにいろんな必要項目、これを協議、調整していかなければならないわけでございますので、その時間というのは相当きついでであろうというのは予測できるわけでございますけれども、今、議員がご指摘のとおり、1月1日のメリットというものも出て、認識していただいているかと思っておりますけれども、できるだけそれに向けまして進めていくと。どうしても物理的に無理だということになれば、延期するということも皆さんで法定合併協議会の中で議論していかなければいけないのではないかとこのように思っておりますが、しかしながら、今申し上げたように、役所がお互いに休んでいるときに、いろんな準備をしながら漏れ落ちのないようにという10市町村での任意合併協議会での考え方の中で、その1月1日という日にちも考えさせていただいたところでございますので、それはその意義があらうかと思っておりますので、全面的にそこに向けて諸準備が滞りなく進んでいくように、まずはしっかりとやっていくということの意気込みと申しますか、皆さん方のご協力体制というものもつくっていかねばいけないのではないかとこのように感じておりますところですので、そういう考え方のもとで進めていきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

早津輝雄上越市議会総務常任委員長 上越市だけで発言多くて悪いなと思っておりますが、先ほど木浦市長が、頸北の皆さんは今オブザーバーで今日参加していらっしゃるんですが、引き続き各町村で努力していかれるのではないのかと、この実態をお考えになって柔軟な答弁というか発言をされておられました。私は、それは十分深く理解していかねばならないなと思っておりますが、昨年いったん任意合併協議会を解散して、この名のごとく、法定協ではありませんが、より近い形でやろうとしてるんですね。これは理屈抜きに実態が今日そうだと思うんです。したがって、この今日ご参加いただいているオブザーバーの町村の方に対しては、私は個人的にも非常によかったです嬉しく思っているんです。また、感謝しているんです。拒否の気持ちは全くありません。

ただ、先ほど申し上げたように、今日この規約が承認されなければ会長も決まらない、この会自体が成立しないということは理解しておりますが、少なくともこの次、いつになるか分かりませんが、2回目はオブザーバーでない形できちっと、この第1条に町村名は(案)として明記されておりますが、いったん今日これ成立させて、私の考えですよ、会長なり事務局はどう考えているか分かりませんが、そして、この次2回目、何月何日になるか分かりませんが、そのときに、できたら今日オブザーバーで参加されてる町村の名前が入るように、したがって、数か月後、1か月後に規約改正という、一番



最後の附則に入るかもしれませんが、そんな形にしていただかないと、昨年みたいに出入り自由ですよと、今回も基本的にはそうですよと、これは望ましくないと思っている。その辺、ちょっと整理したお答えを賜りたいなと、こう思うところであります。

木浦正幸上越市長 正しく議員ご指摘のとおり、今回の準備会につきましては、先般の任意合併協議会、10で開催させていただきましたものとは、研究会、勉強会という出入り自由ということでしたけれども、それとは明らかに異なっていると、つまり合併を前提とした会であるというふうに議員もご指摘であったとおりでございます。

そういう意味では当然ながらそれぞれの市町村はこのことを認識していただいて、そして承知をしていただいてここに集まってきていただいているものというふうに私も考えておりますので、そういう意味では議員ご指摘のとおり、第1条の規約変更という形でさせていただくような会が第2回目には是非ともあることを期待しながら、それぞれの町村の皆さんのご努力をお待ちを申し上げたいというふうに思っているところでありますので、よろしく願い申し上げます。

ほかにございますでしょうか。お諮りさせていただいてよろしゅうございますか。

規約につきましては、事務局案の、提案させていただきました事務局提案のとおりでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

木浦正幸上越市長 それでは、準備会の規約につきましては事務局提案のとおり承認されたということにさせていただきます。

なお、本日は、委員総数84名のうち78名がご出席でございますので、準備会規約第7条第3項の規定によりまして会議は成立いたしております。

---

○

### 3 委員紹介

木浦正幸委員 次に3番目の委員紹介でございます。お手元に委員名簿を配布させていただきました。

こちらで、市町村ごとに一括で紹介させていただきますので、恐れ入りますがその場に皆さん全員でご起立いただきますようお願い申し上げます。

最初に上越市の皆様方でございます。〔上越市の委員起立〕続きまして安塚町の皆様方です。〔安塚町の委員起立〕続きまして浦川原村の皆様方です。〔浦川原村の委員起立〕次に大島村の皆様方です。〔大島村の委員起立〕牧村の皆様方です。〔牧村の委員起立〕続きまして中郷村の皆様方です。〔中郷村の委員起立〕続きまして板倉町の皆様方でございます。〔板倉町の委員起立〕続きまして清里村の皆様方でございます。〔清里村の委員起立〕続きまして三和村の皆様方でございます。〔三和村の委員起立〕続きまして名立町の皆様方でございます。〔名立町の委員起立〕

次に学識経験者の皆様でございますが、上越教育大学副学長の渡邊様でございます。〔渡邊隆委員起立〕えちご上越JA副組合長の笹川様でございます。〔笹川一成委員起立〕上越青年会議所理事長の山岸様でございます。〔山岸孝博委員起立〕新潟県市町村合併支援課長の中澤様、本日は伊藤補佐が代理出席をいただきました。〔伊藤輝男新潟県総合政策部市町村合併支援課課長補佐起立〕

また、先ほども申し上げましたが、柿崎町、大潟町、吉川町から、当準備会に加盟する意思があり、本日の会議にオブザーバーとして出席したい旨、事前に申出がありました。規約第7条第5項の規定によりまして、これらの町長さんにオブザーバーとして出席していただくことについて、皆様方、よろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

木浦正幸委員 ありがとうございます。それでは、本日の会議のオブザーバーとしてご出席の皆様方をご紹介させていただきます。柿崎町長、大潟町長、吉川町長のお三方でございます。〔楡井辰雄柿崎町長、渡邊之夫大潟町長、角張保吉川町長起立〕

---

○

### 4 役員の選出

木浦正幸委員 次に4番の役員の選出でございます。規約第5条第2項では、委員の互選により定められております。まず、会長の選出でございますが、いかが取り計らったらよろしゅうございませうでしょうか。

奥田堅太郎委員 清里村議長の奥田でございます。ただ今議題となっております任意合併協議会準備会の会長には、上越市長の木浦市長さんを推薦したいと思いますが、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

木浦正幸委員 今ほど、私にというご提案がございましたが、それでよろしゅうございませうでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

木浦正幸委員 それでは、会長を務めさせていただきますので、ご指導、ご鞭撻、ご協力をよろしくお願ひ申し上げる次第でございます。

それでは、ここからは準備会規約第7条第1項の規定によりまして正式に議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、副会長並びに監事につきましてはいかがいたしましょうか。

〔「事務局一任」と呼ぶ者あり〕

木浦正幸会長 発言がないようで、事務局一任との声がありますけれども、事務局案を提示させていただいてよろしゅうございませうか。

それでは事務局案をご提示いただきたいと思いますが。

野澤朗上越市総務企画部企画課合併推進室長 事務局案ということでございます。副会長職3名ということでございまして、地域性ということからご提案させていただきます。東頸城地域ということでございまして牧の中川村長様、中頸城地区ということでございまして中郷の吉田村長様、西頸城地区ということから名立の塚田町長様、以上3町村長様でいかがかというのが事務局案でございます。

木浦正幸会長 今発表のありました副会長さんでありますけれども、今の3名で委員の皆様方よろしゅうございませうでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

木浦正幸会長 それでは、役員の副会長の皆様方におかれましては、よろしくお願ひ申し上げます。

野澤朗上越市総務企画部企画課合併推進室長 続いて監事でございます。監事につきましては、小林章吾上越市議会議長様、同じく、塚田正名立町議会議長様でいかがかということが事務局の案でございます。

木浦正幸会長 監事につきましては、今申し上げた2名の方ということでございませうけれども、この事務局案でいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

木浦正幸会長 異議なしということで、満場一致で選任させていただいたということでございます。それぞれよろしくお願ひ申し上げる次第でございます。



- 5 協議 (1) 上越地域法定合併協議会準備会の組織について  
(2) 上越地域法定合併協議会準備会の運営について

木浦正幸会長 続きまして5番の協議に入らせていただきますが、議題(1)の準備会の組織及び(2)の運営につきましては、事務局より説明願ひます。

野澤朗上越市総務企画部企画課合併推進室長 まず、上越地域法定合併協議会準備会の組織でございますが、資料の4ページ、先ほどの規約の裏側でございます。

実際の組織につきましては、先ほど規約の中で言葉では既にご説明を既に申し上げております。この中で準備会がございませう。そして先ほど申し上げましたとおり、合併担当部課長によります幹事会、また、幹事会の中にそれぞれの事項を協議いたします、専門的な点から提案等行う専門部会及び分科会を構成市町村の職員によって組織をするということでございませう。

なお、事務局といたしましては、先ほども規約の中で若干触れさせていただきましたが、構成市町村からそれぞれ職員を出し合いまして事務局を構成してはいかがかということでございまして、現段階では、それぞれ出し合いまして22、3名の組織で事務局を運営させていただければというところが、この法定合併協議会の準備会の組織に対する考え方でございます。

引き続きまして5ページでございます。5ページは、先ほどの規約13条の規定の中に、会の運営に対しては会長が別に定めるといような規定がございまして、準備会の会議の運営に関する規程でございます。この会議の運営に関する規程につきましては、前回の10の任協の場合では、これはご用意してございませんでしたが、今回は、より法定協に近づけるということで運営規程を持ったところでございます。

2条の会議の公開からご説明をいたします。会議は公開するというところでございます。

そして、第3条におきまして、この会議録の作成と公表でございます。あらゆる住民の方々に、この会議が公開された意義をもって情報が行き渡りますように、会議録を作成いたしまして、それぞれの市町村での閲覧、また、ホームページに掲載するというところでございます。

それから、第4条は会議の進行に関する規定でございまして、会議の議事等の決め方がここに書いてございます。

3項でございます。会議の議事は原則として出席委員の全会一致をもって決する。ただし、全会一致とならない議事は出席した委員の過半数をもってこれを決するというところでございます。原則、出席委員の全会一致という規定を設けてございますが、全会一致とならない場合で、どうしてもその決を採らざるを得ないというふうなご判断をいただいたときには、過半数をもって決するという仕組みもこの3項で用意をさせていただいたところでございます。

それから、4項につきましては、自由闊達な議論を行うため必要があると認めるときは、会議を所定の事項を所掌する複数のグループに分けることができる。これは、現在見回していただいても十分ご理解いただけますとおり、80名に達する委員の皆さんでの会議運営でございます。前回の10市町村での任意協議会の時と同様、必要に応じましてグループに分かれて協議をし、総意の形成を図るという手法を会議規程の中に設けたものでございます。

第5条でございます。委員の代理出席は認めないものとする。ただし、規約第4条第1項第5号の規定する委員、これは先ほど個別にご紹介をいたしました学識経験者の方々でございますが、この方々にございましては、この限りでないということでございます。

6条以降は傍聴に関する規定でございます。会議を公開するといたしまししていることから、会議の傍聴に関しまして必要な規定を設けました。傍聴人は、これまでは便宜的にお名前をお聞きしていたところでございますけれども、正式な規定の中に、傍聴人受付簿に住所及び氏名を記入していただくということでございます。また、傍聴人の一般的な遵守事項を書いてございまして、これはいわゆる通常の会議の傍聴人として当然守っていただくべき内容でございます。

以上、これが私ども今回ご用意いたしました本会会議の運営に関する規程でございます。時間の関係もございまして省略して説明をいたしました。以上でございます。

木浦正幸会長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いしたいと思いますけれども。

早津輝雄委員 度々恐縮であります。説明を求めるんですが、第5条の委員の代理出席で、冒頭のところで、委員の代理出席はこれを認めないものとする、とこういうふうに文言としてなっているんですが、この根拠と理由について説明を求めたいと思います。その説明によっては、再質問するかもしれません。

それから、会議の公開、ホームページ等、当然の話であります。行政の皆さん方も大変経験と手慣れたところで間違いはないと思いますが、言ってみると人ですから時には間違えることもあります。そしてこの行政の長い歴史の中でも、この合併というのは事件としても大変大きい事件です。間違っ

て伝わるといけません。そういうこの会議録、あるいは会議の発言内容、議会ほど一語一句という

ことはないと思いますが、人のやることは時に間違ふこともあると、他意がなくても、こういったところに対する議事録署名とか、監督する、チェックする、そういう部分は、条文になくてもいいけれどもあった方が好ましい事例ですが、その辺の対応はどう考えているのか、この2点。

木浦正幸会長 規約の解釈の話でございますので、事務局の方から回答お願いしたいと思っておりますけれども、2点目につきましても事務局からお願いします。

野澤朗上越市総務企画部企画課合併推進室長 それでは2点でございます。

まず、代理を認めないということについての根拠及びそのことについてのご質問でございます。協議委員の皆様方のうち、いろいろな規定がございますけれども、とりわけ3号及び4号の委員におかれましては、それぞれの市町村及び議会からご推薦、選出を受けて、市町村として委員をお願いをしている皆様でございます。すなわち、職に充てたということではなくて、人に委員としての権限を与えてご出席をいただいているというふうに私どもは理解をさせていただいております。そんな関係でこのような規定をさせていただいております。それぞれ3名ずつご出席をいただくということで、代表性、代理性を担保されているというふうに私どもとしては理解をしておりますけれども、ご提案があればこの場でご協議いただくこととこれも理解をしておりますので、別途ご提案があればご提案いただきたいというふうに思います。

それから、2番目の議事録の署名でございますが、通常、法定協議会になりますと、今委員ご指摘のとおり、この議事録が相当重要になってまいります。これまでの私どもの行政の中では、会議録につきましては、担当が署名をし、記録をし、出席全市町村の課長で確認をした上で記録簿として残しております。準備会のレベルとしては、今、それで妥当ではないかと考えておまして、必要であれば規約上に設けることといたしますが、私どもとすれば、今この場でご説明したことで代えさせていただけるのであればということで思います。

以上でございます。

早津輝雄委員 後段の話から申し上げますが、法定協でないからいいではないかと、理解をしてほしいと。ですから、事務局的な対応はそれでよろしいと思っております。ただ、法定協議会でないからいいんだという考え方があまり望ましくない。それに準ずる緊張した対応で事務局は当たってほしいと要望するところであります。

代理出席の関係については、趣旨は分かりました。ただ、私、協議会の中で論議していたちょっと違う部分があったんですが、了承いたしたいと思っております。

木浦正幸会長 会議録につきましては、法定協に準じる会なのでそのように規程に盛ったらどうであろうかということで提案がなされたわけでございますので、会議録につきましては規程に載せさせていただくということで皆さんの承認を得たいと思っておりますがいかがですか。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

木浦正幸会長 それではそのようにさせていただきたいと思っております。

ほかにご意見、ご質問等ございましたらお受けしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。諮らせていただいでよろしゅうございますか。

それでは、議題(1)及び(2)につきましては、事務局提案のとおりでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

木浦正幸会長 議題(1)議題(2)につきましては、事務局提案のとおり承認されたこととさせていただきます。



- 5 協議 (3) 上越地域法定合併協議会準備会の事業計画について  
(4) 上越地域法定合併協議会準備会の予算について

木浦正幸会長 続きまして、(3)事業計画及び(4)予算について事務局から説明願います。

野澤朗上越市総務企画部企画課合併推進室長 運営規程の方は、提案どおりではなくて、一部訂正で、議事録の署名のところを追加させていただきますので、そのようにお願いいたします。

木浦正幸会長 議事録の署名ということで、規程に追加させていただくということでございましたので、ご了承お願いいたします。

野澤朗上越市総務企画部企画課合併推進室長 資料の7ページでございます。上越地域法定合併協議会準備会事業計画(案)をご説明いたします。時間の関係もありますので、お手元お読みいただきながら、私の方がいつまでご説明をさせていただきます。

実施事業につきましては、まず、会議として、この準備会を開催させていただきます。

また、その中で協議をさせていただく事項としては、合併に関する基本的な事項の検討でございます。これは一般的に様々な基本的な事項がございます。任意合併協議会10の場合での議論では、ここに書いてございますように、合併の方式、合併の期日、新市の事務所の位置、議員の任期及び定数など、合併に関する基本的な事項ということで一応の合意を見た部分はございます。この辺を再度ご検討いただくということでございます。

3番目は新グランドデザイン(将来構想)でございます。これは、後ほど資料をもちまして少し具体的にご説明をさせていただきます。

同じく4番目の新市における行財政運営指針の策定、これも後ほど資料をもってご説明をさせていただきます。

5番目、事務事業の調整、これも後ほど説明をさせていただきます。皆様方のご理解の中では、この事務事業につきましては、住民生活に関係の深い229項目を10市町村の段階では調整をさせていただいた経緯がございますが、その調整を新しい枠組みの中で再度調整することになるというふうを考えております。この辺の手順も、また後ほどご説明させていただきます。

そして6番目が住民への情報提供ということでございまして、この会の議事録等の公開に加えまして、ここで協議されたり、策定をされたりしている途中経過の資料でありまして、できるだけ前広に情報を住民の方々に提供させていただきたいということでございますし、協議会の準備会だよりというものを策定していこうということでございます。

お開きをいただきまして、8ページには、これは非常にあっさりとしたものでございますけれども、全体のスケジュールといたしまして、仮に6月に法定協に移行するということといたしますれば、大きい流れとしてということでございます。基本的には、基本事項の検討については、やはりこの準備会の中で検討を終える必要があるのかなということでございますし、グランドデザインや行財政運営指針、事務事業の調整については、これはもう、この準備会の中で結論を得ていくべき内容でございます。また、情報提供としては準備会だよりを発行していこうということが書いてございます。

その中で、9ページ、次のページからは、新グランドデザインの策定についての説明資料でございます。

冒頭、策定の目的といたしまして、まずは、市町村合併を前提といたしました、このたびの新しい枠組みに対応したまちの将来像、基本的なまちづくりの構想等をまとめた将来構想、グランドデザインでございまして、住民の皆様方に情報提供を図るということを大事な目的としております。

しかしながら、それだけで目的を終えたのでは将来的につながりません。それはなぜかと申しますと、法定協段階で策定をいたします新市建設計画にしっかりとつながるものを作っていく必要があるわけでございます。その点から申しますと、策定の基本方針、ここをご覧いただきたいわけですが、このたびのグランドデザインにつきましては、単なる構想ではなくて、新市建設計画の基礎となる構想でございます。すなわち、今後の行政執行体制や新市建設の根幹となる重要プロジェクトなどの計画から成るものでなければならないというふうに私どもは基本的な方針としてとらえております。

それから、先ほどのオブザーバーの議論のところでもう既に皆様方ご存じのとおり、今後必ず頸北地区の皆様方がご参加になります。ですから、策定の基本方針の中でも、上越地域10市町村任意合併協議会で作ったグランドデザイン及び頸北地域合併研究会において策定されました将来構想をそれぞれ基本として盛り込むことが今一つ重要なものでございまして、それらを合わせ、もって地域住

民が新しいまちの姿をより具体的にイメージできる内容ということを基本的な方針に置いておりません。

(3) 具体的な策定の方法でございます。私ども、今申し上げましたとおり、例えば10のまちでありますれば、多くの住民の皆さんの議論をもとにランドデザインを策定いたしました。当然、その成果を今回踏まえまして、また、頸北地区でのご議論によりまして作られました将来構想を合わせまして、というのは先ほどの基本方針でも申し上げましたが、やはり策定方法としても、その双方をにらみながら事務局において素案を作成いたしまして、皆様方のこの協議会の場におかけをし、ご議論をいただくということをさせていただきたいと思っております。

しかるに、この事務局案、私どもだけで作成するのではなく、当然ながら構成市町村、それから上越市創造行政研究所の専門の研究員の協力を得まして、また、編集、調査、分析等につきましては専門家のシンクタンクを活用いたしまして策定作業の進ちょくを図ろうと思っております。ただ、大事なことは、あくまで策定するのは私たちでございまして、シンクタンクは私たちをお手伝いいただくというのは基本的な方針として大事な部分でございます。

新ランドデザインの構成につきましては、ランドデザインの策定目標等が書いてございますが、これは後ほどまた違うペーパーでご説明いたします。

(6) でございますが、概要版を作成しまして構成市町村全戸に配布するというのを目標に策定をしていきたいというふうに考えております。

次、10ページでございますが、3月中、今、第1回でこの策定方針をお認めいただきますれば、次回、第2回には素案レベルのものがご提示できるよう一生懸命努力をさせていただきます。その後、2回程度の議論を経て成案にさせていただければと思っております。この今の準備会の持ち方につきまして、私どもとしても、もう1回くらいこの成案作成には必要かと考えております。この辺はまた皆様方にもご相談して臨機応変に対応させていただきたいと思っております。

資料が縦横になって恐縮でございますが、11ページのA3判を縦型にしてご覧いただく中で、今回の新ランドデザインの具体的な姿をご理解をいただきたいところでございます。字が小さくて大変恐縮でございますが、お許しをください。1番左にありますのが新市建設計画の設定項目でございます。これは総務省で定めております合併後の新市建設計画の内容が、おおむねこの内容で定められております。この内容を目指して新ランドデザインを作ろうということでございますので、もう一方、右側には、先ほど申し上げた、私どもが時間を掛けて策定した10市町村のランドデザインと、頸北5町村のランドデザイン、将来構想があるわけでございます。これらを両にらみしながら真ん中に今回策定する新ランドデザインの目次を今の段階で整理をしたものがこの表でございます。ですから、この真ん中で書かれております新ランドデザインを策定することが、左側にあります新市建設計画の基本的な構想につながっていくというのがこの辺でご理解をいただけますし、また、その新ランドデザインが、右側にありますそれぞれが作ってまいりましたランドデザインを基本として策定されるということもご理解いただけるものと思えます。

私どもの10の時代のランドデザインのイメージはお持ちであられると思えます。その内容と比較いたしますと、この12ページに書いてございます、例えば環境の保全と活用、都市基盤の整備、保健・医療、福祉の充実、教育・文化の充実、産業の振興等それぞれの分野別での目標設定や具体的なそのプロジェクトの整理方向というのは、10市町村のランドデザインではございませんでした。総論の表記でございましたけれども、今回のランドデザインにつきましては、新市建設計画に直接的につながっていくという姿勢を持ちながら、これら部門別、施策別の基本的な方向を具体的なプロジェクト群の中で整理をしていこうということでございます。

また、もう1ページ開いていただきまして、13ページでございます。また後ほどご説明申し上げますが、やはり今回の市町村合併、どういうまちをつくるかという非常に重要な部分の中で、単純なまちづくりという意味のまちだけではなくて、行財政運営というシステムの面からもしっかりとしたまちづくりが求められております。そんな関係で、今回の新ランドデザインの中には、新市に求め

られる行財政運営ということもしっかりと記述をしていきたい。これが、新市建設画上的の開かれたまちづくり、行財政効率化というようなところにつながっていくということが、この表からご理解いただけるのではないかとこのように思っております。

以上、ざっくりでございますけれどもランドデザインでございます。

次のページ、14 ページでございます。この 14 ページでございます新市における行財政運営指針、これは今ほどランドデザインの中でもありましたもので、ランドデザインから一つ抜き書きをしたような形で独立させた項目でございます。これを独立させた意味は、それほど重要であるという認識の上での独立でございます。私どもといたしますれば、新市というものが、私どもの今後の行財政運営によりまして市民の皆様が本当の意味でのメリットを享受できるような仕組みづくりが、今求められているという認識を持っております。そういう中で、私どもの新市、前回作りました 10 のランドデザインでしっかりとした理念をつくりましたけれども、その理念に基づいてこの行財政運営指針を作っていくというのが事業の目的でございます。

具体的な検討内容といたしましては、14 ページの下の方でございます。まずは住民自治の推進、これにつきましては、住民自治確立への取組みを通した自主自立の地域運営の在り方、住民自治を基盤とする都市内分権の在り方を検討しようというものであります。それから 2 つ目の丸につきましては、市民に開かれた、効率的、機動的な行財政運営の実現、これは丸が 3 つございますけれども、広域合併による地域的疎外感、情報からの疎外感を生まないための仕組みづくり、厳しい行財政環境の下で市民の期待にこたえられる行政の仕組み、継続的な行政改革、こんな視点から検討してみたいと思っております。3 つ目はそれぞれの地域を尊重する行政体制の整備ということでございます。それぞれの地域における行政サービス実施体制と利便性の維持、公平性の担保、それぞれの地域の活力維持に資する行政体制ということでございます。そして 4 番目、住民自治基本条例の制定に向けた検討、自治基本条例の基本的意義、制定の必要性を整理させていただきたいというふうに考えております。いずれにいたしましても、この行財政運営指針は、ある意味ではこのたびの市町村合併の理念を具体的に形にしていくというものと理解をしております。

次に 15 ページ、今一つの事業であります事務事業の調整でございます。これは端的に申し上げれば、合併日から住民の皆様方にご不自由なく今までどおりの住民生活を送っていただけるにはどうしたらいいかという調整をしよう、これが端的な目的でございます。

基本方針等ございますが、要は、私どもといたしますれば、合併の効果を最大限に出しつつ住民の皆さんにいかにして急激な変化をもたらさないような配慮ができるか、ここがポイントでございます。前回の 10 市町村の中では段階的な推移、激変緩和措置等のアイディアも出て来たわけでございます。その辺のまとめを再度させていただくというのが、この事務事業の調整でございます。

具体的なイメージをお話し申し上げますと、今、実は 10 市町村では 229 項目の事務事業を調整をいたしました。一つには勉強会であったということもございました。また、新しく枠組みにお入りになるということもございます。この 229 項目、改めて再度見渡しまして再調整を図ろうというのが第 1 段階でございます。これは、是非、法定合併協議会の設置前までに 229 項目に対しまして事務事業の調整をできるだけ終えていきたいというふうに考えておりますし、それがまた、最終的に住民の皆さん、議会の皆さんが法定協議会設置へのご判断をいただく重要な資料になるだろうという認識でございます。

一方、最終的に調整をしなければいけない事務事業の数は 2,000 以上あると言われておりまして、現在、これは大変恐縮ではございますけれども、上越市の全事務事業の調査を今やりましたところ、第 1 次集計で 1,817 事務となっております。この最終的には 1,817 事務につきまして、水準での調整、もう一方ではやり方の確認をしていく必要があるわけでございます。水準につきましては、どの水準が適当であるかという議論でございますけれども、やり方となりますと、支所の持ち方、本庁の在り方、それから本来的にその事務が今後も財政状況の中でどうなのか、またやり方として直営がいいのかということも含めまして、相当のご議論がある内容ではないかなというふうに考えておりますが、

いずれにいたしましても、合併までに 1,817 事務、これは多分今後増えてくるものと思われませんが、その事務について水準とやり方すべて調整する必要があるという認識を、まず委員の皆様もお持ちいただきたいということでございます。

ただし、これは最終的な合併までにやればいいのでございますが、実は問題がございます。何が問題かと申しますと、今ほとんどの市町村はコンピュータシステムを使って事務事業をやっているということでございまして、事務事業の調整は最終的にはコンピュータシステムの調整になっていくわけでございます。そういたしますと、ある程度事務事業を調整した段階からコンピュータシステムの調整になるということになりますので、コンピュータシステムから逆算して事務事業を調整していかなければならないということでございまして、現在、コンピュータシステムの専門的な見地から判断いたしますれば、14 のシステムの統合を果たすにはやはり最大限見積もって 1 年は掛かるのではないかと考えております。そうしますと、後半 1 年はコンピュータシステムの調整で時間を費やさねばならないということになりますので、事務事業、先ほど申し上げた 1,817 事務のやり方、水準の調整はその合併期日からコンピュータシステムの調整に要する 12 か月を引いた期間の中でまた接しなければいけない。

かなり厳しい状況の中での事務事業の調整になるものというふうには考えておりますが、いずれにいたしましても、先ほど申し上げたとおり、第 1 の目標は、合併期日において住民の皆様方にご迷惑をお掛けしない、急激な変化をもたらさないというのが基本的な目標でございますので、それに向かって、私どもとすれば事務事業を進ちょくさせていきたいというふうには考えているところでございます。

以上、事業の説明でございます。

18 ページをお開きください。予算でございます。このたびは平成 14 年度予算をご審議いただきますが、参考までに 19 ページには右側に 15 年度の予算も付してございますので、必要に応じて合わせ見ていただければと思うところでございます。

18 ページの 14 年度予算でございます。歳入歳出予算、それぞれ 1,324,000 円と定めるということで、第 1 表に説明書がございます。第 1 表の説明は後ほどさせていただきます。第 2 表、先ほど申し上げましたが、14 年度で事業費を盛ってしまいますと、先ほど申し上げたオブザーバー参加の方々との経費負担の公平性が出てまいりますので、債務負担行為を組みまして 15 年度で支払行為をするというような、私ども、今回は措置を採らせていただいております。ランドデザインの策定及び印刷、これは全戸配布分の印刷を含めてでございますが、これに要するお金を債務負担行為として組んだところでございます。第 1 表、1,324,000 円の内訳は、先ほど申し上げたとおり、今年の 14 年度予算につきましては、2 回を予定しておりますこの会議の開催にかかわる経費及び事務局で若干事務的な費用がありますが、基本的には事業費はすべて後年度に債務負担を組んだということでございまして、ご参考までに 19 ページの右側に事業費として書かれているものが、下から 2 番目、ランドデザイン策定委託料ということで書かれているのが以上のようなものでございまして、私どもとすれば、14 年度で人件費、15 年度で事業費ということで、繰り返して恐縮でございますけれども、オブザーバー参加される方も含めた公平な負担という観点からこのような予算にさせていただいたということでございます。

時間の関係もありまして、早口で申し訳ございませんでしたが、事務事業及び予算の説明を終らせていただきます。以上でございます。

木浦正幸会長 事業計画と予算についてということでございますが、ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ありましたらお願いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

田村恒夫委員 7 ページの準備会の事業計画の中で、ご質問したいと思います。この中で、実施事業ということで 1 から 6 までということであるのですが、先ほど若干私申し上げたのですが、確かにランドデザインを作って住民の皆さんにお配りして見ていただくということがあるんですが、住民の皆さんがそれについてどういうご意見を持っているのかということ、どういうふうに住民の皆さん



の意向を吸い上げていくのかということがないと、ただ単に絵に描いた餅になる可能性がありますので、その辺について1点お伺いしたいと思います。

それからもう1つ、14ページの行財政運営指針の策定ということがありますが、この中では確かに行財政ということで財政についても触れられてはおります。しかし、触れられてはいるんですが、今少し財政についてもっと具体的にあってもいいのではないかというふうに思います。例えば、特例債使うのか使わないのかを含めて、これからの財政をどういうふうに運営するのか、財政と行政をどういうふうに組み合わせていくのかということがあると思いますので、今少し財政問題についてもしっかりとした検討をするということが当然必要なのではないかと、そういうふうには見えるんですけども、ちょっとそこが弱いのではないかというふうに感じておりますので、ご答弁をお願いしたいと思います。

木浦正幸会長 2点についてのご質問でございますけれども、事業の具体的な内容でございますので事務局から説明願います。回答願います。

野澤朗上越市総務企画部企画課合併推進室長 説明させていただきます。

まず、住民の意向調査、意向把握を行いながらランドデザインを是非作ってほしいというご要望とお聞きをいたしました。当然ながら、先のランドデザインにつきましては住民会議を設置いたしましてそれらの意見をもとに作ったものでございますし、また、今回のランドデザインにつきましても、それぞれの町村の総合計画、これもまた住民のご意向を反映させた中で作ってこられたものであります。ですから、総体的にはそのような手続の中で住民の意向が生きていくというのも可能ではございますが、ただ、出来上がっていく過程の中で住民意向を反映させていくというのは、ある意味では当然のことでございます。ご指摘にしがいまして、何らかの手段を講じまして、策定過程の中に住民のご意向を取り入れられるよう、可能な限り努力するよう、今後具体的に検討させていただきます。次回の協議会の中でご説明できるように用意させていただきます。

それから2点目でございます。ご指摘のとおりでございますが、私どもも、むしろ当たり前すぎて、申し訳ございませんでした。この検討の大前提として財政をとらえていたということもございまして、書きぶりの中に確かに具体的に財政の2文字は見えますけれども、いわゆる行政の仕組みに比較しますとやや弱い記述でございました。特例債につきましても今般の合併の10年間の中では非常に重要な事柄でもございます。このことも当然整理させていただきたいと思っておりますし、第2回のところで少し具体的な記述ができればまたお見せしたいと思っております。以上でございます。

田村恒夫委員 もう1点、1つお願いしたいのですが、8ページのスケジュールですね。スケジュールで、この中で、6月までということの一つの締めくくりがあるのですが、先ほど私お話ししましたように、それぞれは皆さんのご意見なり、いろいろ煮詰めていくということがあると思いますので、例えば会議関係、第4回終って棒が引いてありますね。棒が引いてあって6月までというふうに延びてますね。それだけきちんと柔軟にやるというふうに読んでいいのか、悪いのか。その辺、お答えいただきたいと思っております。

野澤朗上越市総務企画部企画課合併推進室長 先ほどもお答えを申し上げましたし、ご説明を申し上げましたし、また会長である木浦市長も申し上げました。最終的には住民の皆様、議会の皆様、法定協議会へ移行してよしいというご判断を、ランドデザインなりを含めてこの準備会での協議成果をもってご判断をされるというのは、各市町村すべてそのように理解しております。そういう意味合いからすれば、事業の成果がその段に達しなければ、この会は目的を達しないわけございまして、私ども事務局からすれば、逆説的に言えば、そのような努力をいたしますし、また届かなかつたらどうするんだというようなご質問に対しては、届くように頑張るということでございます。

田村恒夫委員 事務局の方はそういうことかもしれませんが、やっぱりこう柔軟性があっていいんじゃないかなというふうに思うんですよ。確かに事務局の方で、ここまで、ということはあったにしても、先ほどお話があったように、例えば議会であるというようないろいろなところで、いやもうちょっと待てよという話になった場合に、これ6月で切りました、5月で切りました、ということで終わ

ってしまっは、この次に進めないわけですよ。ですから、やっぱり柔軟な対応というのを頭に入れていかなければいけないんじゃないかなというふうに思いますから、その辺は会長さんどうでしょうか。

木浦正幸会長 タイムスケジュール的には 22 か月のことも考え、しかしながら、とる手順といたしましては皆さん方の意見がより反映されるように、住民の方々からもご理解されるようにというコンセンサスの問題でございますが、そのとおり、柔軟性に富んだということはおっしゃる指摘どおりだと思いますけれども、しかしながら 22 か月のことを考えてみますと、事務局にできる限りこのスケジュールで整えながら進めていかせていただきたいというふうに思っておりますし、それに向けて努力を傾注していくということをご理解をいただきたいと思っておりますし、それこそ、とる手順につきましては、今申し上げましたように住民から理解されて初めてコンセンサスがとれるというふうにも思っておりますので、そのように柔軟性をもった対応にさせていただきたいと、このように思っているところでございます。

杉林義信委員 市長の冒頭のごあいさつの中に、住民の現在のこの意識調査の集計がございましたが、もう一度、現段階における住民の意向調査を教えていただきたい。

自分自身を考えまして、自分たちの問題なのに、何が行政任せといいますが、何とかなるというような気持ち、住民のこういうこの種の会合も市の方で積極的に開いていただきますが参加者が非常に少ない。この住民の気持ちの中には、落ち着く所へ落ち着くだろうといったような気持ちを持っているのが現状です。

そういう意味で、先ほどの 3 町の首長も今日はオブザーバー参加ということで冒頭にご議論ございましたが、そこら辺りは、行政の当局の方々は、やはり住民の意識が大事だという本当に基本的な認識を持っておられるということには敬意を表しますが、それだけではいつまでたっても進まない。住民の方から積極的にこうしようという突き上げもない。こういう、お互いに、合併協議会の模様も各地区のが出ていますが、どこも同じようなことをやっているのではないかなという気持ちを持っている。そこら辺りを、お互い、もやもやしているというのが、住民の一人として自分自身を反省して、これではいけないということを反省はしておりますが、ここら辺りも含めて、もう少し、多少憎まれても、行政の当局にある人は、本当に住民のことを考えて、この国の将来を考えて、こうすべきだという明確なものをもう少し出していくことがいいのではなからうか。

最初の方、その数字が、最初に市長が言われたときの住民意識と大分変わってきたかどうかご説明ください。お願いします。

木浦正幸会長 今、後段お話をされた点は大変重要なポイントでございますし、今日出席させていただいております首長、そしてまた議会の皆様方、大変重く受け止めさせていただく中で、それぞれこの上越地域が持続的に発展していくために、50 年、100 年の計に立って将来展望をしながら、私たちは選択をしながら前へ進んでいくものというふうに私ども思っておりますので、大変貴重な提言であるというふうに受け止めさせていただきたいというふうに思っているところであります。

それでは、最初の住民アンケートの結果についてでございますが、準備会の設立に対しまして明確に反対した方は 4.8 パーセント、合併に向けて話し合いを進めるべきであるというのが 22.5 パーセント、話し合いの結果をもとに合併について判断したいので話し合いを進めてもよいが 57.5 パーセントということで、合わせてこの準備会の設立に対しまして 80 パーセントの方が賛成されているというふうに認識をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

杉林義信委員 その話し合いを進めてもよいというのが 57.5 パーセントということで、ここらが市民の感覚が大体この辺りにあるのだろうと了解しますが、この数字は多少変わってきていますか。

野澤朗上越市総務企画部企画課合併推進室長 今の、この協議会の話し合いを進めてよいかという質問は、今回が初めてでございました。ただ、合併についてのご意向ということに関しましては、総体として除々に合併へのご理解が進んでいるのではないかなというふうに理解はしております。ここを賛

成という言葉を使うのか、ご理解という言葉を使うのかというのは、今ご質問の正に趣旨であろうかと思いますが、私どもといたしましては、どちらかという、ご理解をいただきながら意思の形成が図られつつあるのかなというふうに理解しております。

木浦正幸会長 その他、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。進ませていただけてよろしゅうございますか。

それではお諮りいたします。議題(3)及び(4)につきましては、事務局提案のとおりでよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

木浦正幸会長 議題(3)(4)につきましては、事務局提案のとおり承認されました。



## 6 その他 合併の基本項目について

木浦正幸会長 続きまして6のその他でございますが、合併協定の基本項目についてでございます。この基本項目は、合併の方式など合併の根幹的な部分であり、この決定内容が事務事業の調整などに大きな影響を与えることになるわけでございます。このことから、先に解散いたしました上越地域10市町村任意合併協議会におきまして4つの基本項目が決定されたことも合わせまして、法定合併協議会の設置準備といたしまして合併に向けた具体的な協議を行うこの法定合併協議会準備会の設立に当たっては、まずはこの基本項目を決定するべきではないかのご意見も多くいただいておりますところでございます。

しかしながら、本日は、柿崎町、大潟町、吉川町が今後の加盟を前提にオブザーバーとしてのご参加でありますことから、私といたしましては、本日は議論のたたき台をお示しすることにとどめさせていただいて、次回、第2回目の準備会におきまして、協議、決定することといたしたいと考え、正式な議題としないのでその他の項でご相談させていただくこととさせていただいたわけでございます。

もしよろしければ、昨年10月に解散いたしました上越地域10市町村任意合併協議会での合意事項を踏まえ、市町村長会議や合併担当課長会議での議論を踏まえまして事務局で作成させていただきました議論のたたき台をお示ししたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

それでは、事務局は資料を配布の上、説明してください。

野澤朗上越市総務企画部企画課合併推進室長 今、お手元に議論のたたき台というペーパーが配布されますので、しばらくお待ちいただきたいと思っております。

それでは、お時間をいただきまして、若干ではございますがご説明をさせていただきます。今ほど会長の方から話がございました、本日はこのたたき台ということでお示しをして、次回にということで説明するようにということでございます。このたたき台につきましては、昨年10月に解散をいたしました上越地域10市町村任意合併協議会での確認事項をもとに市町村長会議、担当課長会議で議論をし、本日、たたき台として皆様のお手元に配らせていただいたものでございます。

読ませていただきますが、まず、基本項目といたしまして、合併の方式は上越市への編入合併とする。ただし書がございます。合併の方式は編入であっても、気持ちは新設とし、対等、平等の立場で合併協議を行うということでございます。

合併の期日は、平成17年1月1日とするということでございます。

新市の事務所の位置は、上越市役所(本庁)とし、現在の各町村に支所を置くということでございます。

それから4つ目、議員の任期及び定数に関して特例措置を採用する。その際、定数特例又は在任特例のいずれを選択するかは法定合併協議会において決定する。また、一般選挙の方法(選挙区の設定)については新市の議会において決定するというところでございます。この議員の特例につきましては、若干補足で資料をもってご説明をいたします。

それから、その他の重要項目、市町村の合併の特例に関する法律、いわゆる合併特例法に定められております地域審議会にとらわれない、ある一定の権限を持つ地域組織を置くということでござい

す。

これが、基本項目に加えまして重要項目といたしまして1つを加えました5つで、今後議論をしていただきたいというたたき台でございます。

合併の方式及び議会の議員の特例につきまして、参考資料として、大変大きな紙で恐縮でございますけれども、第9回の、かつての10市町村の任意合併協議会に添付した資料そのままでございますが、抜粋でございます。

まず1ページ目、合併の方式についてございまして、新設合併と編入合併が書いてございます。簡単にざっくりとお話をいたしますと、新設合併の場合は、今ここに集われておりますすべての市町村が一回すべて消滅いたしまして、新しい自治体ができるわけでございます。この意味合いから申し上げますと、市町村の長、議会の議員等は一回すべて失職をし、設置選挙なり新設選挙で選ぶというのが基本的には新設合併の部分でございます。当然ながら条例、規則等はすべて失効し、新たに作るというのが新設合併でございます。一方、右側の編入合併につきましては、ある一つの市を残して、そこが編入側ということでございますけれども、それ以外の町村について法人格がなくなるということでございます。そして、市町村長及び議会の議員等につきましては、編入側は在籍されまして、編入される側につきましては原則失職ということでございます。それから、条例、規則につきましては、編入側のものが残っていくというのが編入合併でございます。この違いの中で、今回は、新設ではなく編入しようというのが基本的な合意の中ではございました。

続きまして、2ページ以降は市町村議会議員の任期及び定数の特例でございます。このことに関しましては、前回の任意合併協議会の基本事項といたしまして、特例を採るということでございました。しかしながら、その特例の内容がいわゆる定数特例というものが在任特例というものかについては法定協議会で協議しようということ、また、新しい市になった後の選挙の在り方については、新しい市の議会に決めていただくということになっておりました。

この2ページは新設合併でございますので、このところの説明は省かせていただくのがよろしいかと思われましても、具体的には前回ご説明をいたしましたのは、この3ページ目の編入合併の場合の特例でございます。特例を採るということでなりますと、1番といたしまして定数特例を選択するか、2番といたしまして在任特例を選択するかということがございます。

この数字はすべて10の市町村であった場合とご理解をいただきたいと思っておりますけれども、定数特例を採りますと、上越市を編入側と考えますと、上越市の議員はそのまま残りまして、一回、周辺町村の議員の皆様、例でございます、恐縮でございますが、一回職を失われることとなります。その上で、それぞれの旧町村単位で選挙区を設定して、新しい議員をお選びいただくという選挙をさせていただくわけでございますが、このときのやり方が、上越市議会議員の定数を上越市で賄いながら新たに町村で選挙を行うことから、定数特例、定数を増やして行う特例というふうに言われております。

この方々が選ばれた任期は、上越市議会議員の任期になりますので、今度の上越市議会議員選挙を経た合併後の任期である平成20年4月28日が、この増員選挙区で選ばれた皆様方の任期ということになるわけでございます。ですから4年はございません。そしてその後一般選挙を行うわけでございますけれども、この一般選挙の時にも、もう1度、増員選挙が可能になっております。これはなぜもう1回増員選挙を認めているかといいますと、今申し上げたとおり1回目の任期があくまでも上越市議会議員の任期に合わせていることから、合併の期日によっては非常に短い期間になるということから、それも合わせましてもう1回増員選挙を行うということでございます。これが4年間、そうしますと平成24年4月28日までこの議員数でいくということでございまして、正式に上越市議会議員の特例をなくした選挙は24年4月28日からということになるわけでございます。

この際にやる選挙のやり方については、上越市議会になるのかどうかということとは分かりませんが、その時の市議会にお任せしようというのが10で決めた決め方でございます。なぜこの時に決めていただくことはその先の議会に決めていただきましょうと申し上げたかと言いますと、実は、この選挙においては、通常の公職選挙法の中で選挙区設定で選挙ができる規定がございますので、例

えば新しい地域一体として選挙を行うのか、若しくは選挙区を設定して定数を振って選挙を行うのか、その時の議員のご判断に任せよう、そういう意味でございます。また、このときの設定選挙区は、旧町村でも結構ですし、人口別に合理的な選挙区を新たに振ることも可能でございます。そうなりますと、余りに種別想定が多すぎて、今から議論してもなかなかということもございまして、時間がかなり遠い先だということもありまして、新市の議会にお任せしようというふうになった経緯がございます。

一方、在任特例を採った場合がその下でございます。在任特例は1回の任期分しかございませんが、今集まっていられいます議員、町村議会の議員すべてが上越市議会議員の任期1回分だけ在任できるというのがこの在任特例でございます。そういったしますと、10市町村の例では166名が平成20年4月28日まで上越市議会なり新しい市の市議会を構成する、これが例えば14になりますと238名ということになるわけでございますが、いずれにいたしましても、全員が在職をするということでございます。そして、これは、今申し上げましたとおり1回しか特例は認められません。その後は、選択肢として1つございますのは、先ほど申し上げた、ここで定数特例の考え方による増員選挙が1回入れることができることになっておりまして、いずれにいたしましても、最長で、どちらの方法を採りましても、平成24年4月28日には通常選挙に戻るということでございます。議会の定数的なものから申し上げますと、法律上10市町村の場合で34名、13若しくは14市町村になりまして20万人を超えた時点で38名ということになります。ですから、今、この区割りにつきましては、10でご説明したと理解をいただきたいと思っております。

続きまして4ページでございますが、4ページの下の方でございますが、編入合併のときの、今申し上げた定数特例のときの各旧町村に割り振る定数の基本的な計算方法でございます。上越市の、例えばこれが上越市の編入ということになりますと、人口割合で出していくということになりまして、10市町村の場合ですと、人口から申し上げて、板倉町さんが2名ということで、あとは1名ということでございます。法律上は、1.0を割った数字の場合はすべて1というふうに規定をされておりまして、1を超えた時点で四捨五入ということになっております。ですから0.1も1人でございますし、1.4も1人ということでございます。これは法律事項でございます。

そのようになってるわけございまして、それが今度、5ページでございますが、これは参考でございます。先ほど申しました平成24年時点で一般選挙を行う場合、仮に選挙区設定を旧町村でやった場合のものでございます。この場合、法律上は、人口に比例して定数を割り振りなさいということになっておりまして、正式な人口計算から、34人を定数とした場合、上越市に振られる数は本来的には26でございますが、26を振ってしまいますと、下の方でそれぞれの旧町村1ずつ振れないということから、実際の考え得るケースとしては、旧上越市25、それ以外の町村に1というのが、一般選挙で、もし各町村別に選挙区を設定するとすればこのようになるのではないかとこの計算を、あの時に解散時にご説明をさせていただきましたものでございますが、これはあえて参考でございますので、あくまで10の中で書いてございます。このことにつきましては、次回ご協議いただく段までに、その時点で参加を前提としてオブザーバーでいらっしゃる方も含めて、新しい枠組みでどのような選挙区設定、また、定数割になるのかをお示しをさせていただく予定でございます。

以上でございます。

木浦正幸会長 ただ今の説明に対しまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

早津輝雄委員 度々で失礼いたしますが、協議から外してその他になっておりますので、答弁は求めません。あらかじめお断りしておきます。

今日、この会に3町村からオブザーバーとして参加いただいております。私は、この中で大変重い立場の参加だ、意味のある参加だ、そして、有り難いなと率直に申し上げておきますが、それだけに、この、その他といえども、事務局で事前にこれを発表したいのだがどんなものでしょうか、という、理屈ではなく、3町村の方に事前に何かあったのかどうか、お答えはしないのですけれども、私は

なぜこれを申し上げるかといいますと、やっぱりこういうことは昨年任協でこういうベースになっていたとしても、限りなく参加をいただく頸北の皆様方の立場を尊重して、先ほど、発表することに異議はないという形で出てきましたけれども、そういう温かい配慮が今後の信頼関係、睦まじきすべて地域の新しい発展を願うという点で大事だったのではないかと少し心配をしている部分がありました。

それから、もう1つは合併の方式のこと。答弁はいりませんが、編入なら編入という基本項目をきちんと明快に出しておけばいいのであって、気持ちは新設とかということは、言葉で述べる程度にして、文言に表すと人の取り方によっては表向きは編入だけれども中身は新設でやるとか、非常に取り方によって誤解を招く。こういうものは文言に表さないで、ずばり、編入なら編入とするというふうに言い切っておいて、言葉ではそのように柔軟にそれぞれの立場、意見を大事にしながらかやっていると、これが望ましいのではないかと感想だけ申し上げておきます。

木浦正幸会長 貴重なご意見ありがとうございました。

近藤一郎委員 三和村の近藤と申します。私も今言われた部分の、その他の部分ですから関連はしますが、感想を述べさせていただきたいと思います。

感想としては、今、事務局の説明であったこういうふうにしておいていただきたいというのが私の感想です。と言うのは、今、10市町村の皆さんが、今まで任協でやってきて、メンバーを見ればそれほど大きな変わりがなくて、準備会が今日始まったと。それは各10もある市町村の皆さん方が、今回はあえて13と申し上げたいと思うのですが、それぞれ各市町村がいろんな内部事情なり、そういったものを皆さんそれぞれ抱えて、住民代表だったり、議員代表だったりでおられるんです。

ですから、私は、この会議というのは、お互い委員の皆さんが、もちろん会長もそうですし、事務局の皆さんも、広い見地に立って是非議論していただきたいと思ひますし、発言もしていただきたい、そうでなければならぬと私は思うんです。余りにも限られた市町村にこだわったような議論だとか発言だとか、そういったものというのは、私はお互いにどこかで控えるとか線を引いておくとか、そういった感覚を持って、この会議に、私は自分で自分にそういうふうにしなかなければならぬものだろうと思って出席させていただいているんですね。そういう感想を非常に強く持ちました。

木浦正幸会長 ありがとうございます。再度また貴重なご意見だったと思ひますけれども、その他、いかがでしょうか。

吉田侃副会長 素晴らしい意見が飛び交っているわけでありますから、本当に素晴らしいまちができるんだろうと、そんなことで嬉しくなっているわけでありますが、今、いろんなご説明をいただいた中で、少し皆さんのお知恵を借りたいのは、議員の任期及び定数に関する件であります。

合併後につきましては、これは当然きちとご議論の上、法定合併協議会等で決まってくるのですが、現実問題として、私ども中郷村の議会の先生方の選挙がこの4月であります。したがって、定数特例を採るか在任特例を採るか決まっていないうちに議会の先生方の選挙を迎えるということであります。したがって、どっちの気持ちで戦うか、相当大きな影響を与えるわけでありますから、この辺を、当然基本的には法定合併協議会で決めていただくのは構わないのですが、この準備会である程度方向を出していただければ有り難い、そう思っております。

中郷村では、私と議会の先生方が議論をして、在任特例ですと166人も議会の先生方がいるわけですから、なかなか会議もしにくいだろう、それから、新潟と黒埼町の合併なんかでも黒埼町の議員の皆さんが全部新潟市議会になったりして相当大きな批判も浴びた、そんなことから、常識的には在任特例よりも定数特例でいくのが正しいだろうと、うちの議会の皆さん方もそんな方向で今戦おうとはしているんですが、後でこの在任特例を採られると、それだったら出ておけばよかった、みたいな形になってもいけないので、そういったことが、何とかこの法定合併協の任意協議会の中で良識的な線を出していただければ、私どもの村もそうですが、同じ4月に板倉町の議会の先生方の選挙もありますので、そういうことを皆さんにお願いをしておきたい、そんなふうにして思っております。よろしくお願ひいたします。

木浦正幸会長 ご質問といいますが、提案といいますが、次回の準備会で基本事項について協議するという前提に立ったご提案でないのかなというふうにお聞きいたしたところでございますが、先ほど事務局からの説明があったとおり、前回の10市町村の任意合併協議会の場におきましても、やはり議論されました。議会議員の身分ということでございますので、極めて重い重要な問題であるということから、それぞれの議会での議論の推移も勘案しながら法定合併協議会の場で協議することがよいのではないかなというふうにその時には取りまとめられたというふうに思っておりますが、そういう意味では、村長さんから提案がありましたけれども、次回準備会で、このようなことも含めまして、今ほど提案、提示させていただきましたたたき台をもとにしながら、合併の基本項目について協議をさせていただければよろしいのではないかなというふうに思っているところでございますけれども、いかがでしょうか。そういう形で取りまとめをさせていただいてよろしゅうございますか。

その他につきまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたしたいと思っておりますけれども、よろしゅうございますか。

それでは、次回の準備会におきまして、このたたき台をもとに基本項目について協議することにさせていただきますよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

木浦正幸会長 ありがとうございます。それではそのようにさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本日用意させていただきました協議事項は以上でございますが、委員の皆様方の方で何かありましたらご発言をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

事務局の方で何かありますか。

野澤朗上越市総務企画部企画課合併推進室長 次回の日程でございますが、ただ今調整中でございますが、第1の候補といたしまして、大変、年度末の年度末で恐縮でございますが、今のところ第1の候補が3月31日というのが第1の候補でございます。いずれにいたしましても、また今後それぞれのご都合をお聞きする中で調整をさせていただきます。

第2回のこの会合につきましては、先ほど私の方でご説明をした事業につきまして、具体的なご議論がいただけるような内容をすべてご用意し、場合によってはグループ協議のような形でご議論いただく予定でございます。そのようにご準備をしていただければ、私どももなるべく早く資料をお手元にお配りをしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

木浦正幸会長 以上をもちまして、第1回上越地域法定合併協議会準備会を終了させていただきます。委員の皆様方、並びにオブザーバーの皆様方、大変ありがとうございました。以上で終了させていただきます。

午後4時0分 閉会